

中札内村地球温暖化対策実行計画（案）
（第4期事務事業編・区域施策編）

令和6年 月

中札内村

目 次

- 1 地球温暖化対策実行計画策定の基本的事項・背景・・・3ページ**
 - (1) 実行計画策定の背景
 - (2) 計画の位置付け
 - (3) 区域の特徴
 - (4) 計画期間
 - (5) 推進体制

- 2 温室効果ガス排出量の推計・・・9ページ**
 - (1) 区域の温室効果ガス排出量の推計

- 3 計画全体の目標・・・10ページ**
 - (1) 事務事業編の目標
 - (2) 区域施策編の目標

- 4 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策・・・12ページ**
 - (1) 事務事業編の目標達成に向けた取組
 - (2) 区域施策編の目標達成に向けた取組

- 5 計画の実施及び進捗管理・・・17ページ**
 - (1) 実施
 - (2) 進捗管理・評価
 - (3) 見直し

1. 地球温暖化対策実行計画策定の基本的事項・背景

(1) 実行計画策定の背景

ア 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

イ 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

ウ 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。また、2021 年 10 月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030 年、そして 2050 年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050 年カーボンニュートラルと 2030 年度 46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

エ 中札内村における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針

中札内村においては、これまでも、地域特性を活かした温室効果ガス削減等の取組を行ってきましたが、近年の国際的な動向や国内の動向を踏まえ、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。

その際、住民や地域の事業者とも連携の上、中札内村まちづくり計画に基づき、防災対策・移住、定住の促進・健康づくりの推進等の様々な取組との整合性を勘案し、本村が目指している「美しい村」としての対応と一体となって、温室効果ガス排出量削減等の地球温暖化対策に取り組んでいくこととします。

（２）計画の位置付け

ア 事務事業編

「地球温暖化対策の推進に関する法律（第 21 条第 1 項）」において、市町村に策定義務があるものとして位置付けられており、村が所有・管理するすべての公共施設と事務事業について、温室効果ガスの排出削減に向けた数値目標や取組などを定めるもので、今回の計画は第 4 期計画です。

イ 区域施策編

「地球温暖化対策の推進に関する法律（第 21 条第 1 項）」において、本村を含む中核市未満の市町村についても策定に努めることとされているもので、地域全体（中札内村の全域）における温室効果ガスの排出削減に向けた数値目標や取組などについて定めるものです。

（３）区域の特徴

以下に示す中札内村の自然的・社会的条件を踏まえ、区域施策編に位置づけるべき施策の整理を行います。また、他の関係行政施策との整合を図りながら、地球温暖化対策に取り組むこととします。（以下は自然的・社会的条件の例示）

ア 地域の概要

本村は十勝平野の中心部より南南西に位置しており、東経 143 度 12 分から 55 分、北緯 42 度 44 分から 55 分の間に位置しています。東は更別村、西は帯広市川西町、南は日高山脈を経て日高管内新ひだか町、北は帯広市に接し、面積は 292.58 km²を有しています。

本村の地形は、東西に約 12km、南北に約 28km で長い弓形をしており、日高山脈に源を発する札内川が村内を貫流し戸蔦別川と合流し、さらに帯広市近郊で十勝川と合流しています。河川に沿う一帯は南札内、新札内南、元更別の山岳地帯を除けば、おおむね平坦で札内川流域の河成沖積土壌以外は火山灰土に属し、樽前 b 降下火砕堆積物（Ta-b）が堆積し、せき薄な軽しょう（軽鬆）土壌で、比較的地味肥沃な農耕地となっています。



イ 気候概況

中札内村は大陸性気候で寒暖の差が極めて大きく、盛夏期の最高気温は 30 度前後、厳冬期の最低気温は氷点下 20 度前後で、年間を通して晴天日が多く、湿度も比較的 low 梅雨期の影響の少ないことや、長雨はないが集中的に降雨、降雪があり、積雪期間が長いのも特色の一つです。

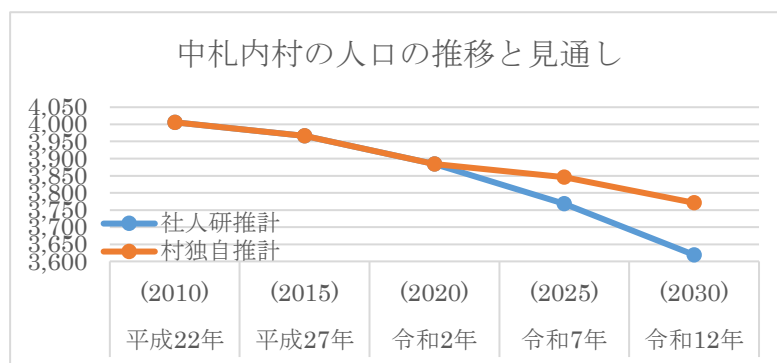
年次別気象概要 観測地点：上札内

	降水量(mm)	気温			平均風速(m/s)	日照時間(h)	平均降雪量(cm)	最深積雪(cm)
		平均(℃)	最高(℃)	最低(℃)				
令和元年	1002	6	36.7	-25.2	2.5	2163.7	329	58
令和2年	896	6.1	31.9	-25.9	2.3	1986	354	120
令和3年	1325	6.4	35.1	-23	2.4	1608.3	309	100
令和4年	1222	6.4	31.9	-22.8	2.4	1898.3	347	83
令和5年	1030	7.3	33.8	-24.7	2.4	1980.1	305	77

ウ 人口と世帯数

中札内村の人口は、国勢調査によると減少傾向にあり、令和6年1月末時点の人口は3,894人、世帯数は1,949世帯、年齢別では、年少人口（0歳～14歳）が減少を続けており、生産年齢人口（15歳～64歳）は総人口と類似した増減を見せており、老年人口（65歳以上）は平均寿命が延びたことなどにより、年々増加を続けています。

中札内村における人口の推移



	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)	令和 12 年 (2030)
社人研推計	4,006	3,966	3,884	3,768	3,619
村独自推計	4,006	3,966	3,884	3,846	3,771

※社人研推計…5年毎に行われる国勢調査による人口から算出した推計値

エ 地域の産業の動向

基幹産業は、畑作、酪農、畜産を主体とした農業で、枝豆、卵、鶏肉、チーズなどの良質な食材が多数あります。

(4) 計画期間

中札内村地球温暖化対策実行計画の基準年度、目標年度、計画期間について、区域施策編は2013年度、事務事業編は2022年度を基準年度とし、2030年度を目標年度とします。また、計画期間は、策定年度である2023年度の翌年である2024年度からの7年間とします。

中札内村における基準年度、目標年度及び計画期間

平成 25 年	・ ・ ・	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	・ ・ ・	令和 12 年
2013	・ ・ ・	2020	2021	2022	2023	2024	・ ・ ・	2030
基準年度 (区域施策)	・ ・ ・	現状年度 ※		基準年度 (事務事業)	策定年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討		目標年度
						◀▶▶▶		

※現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

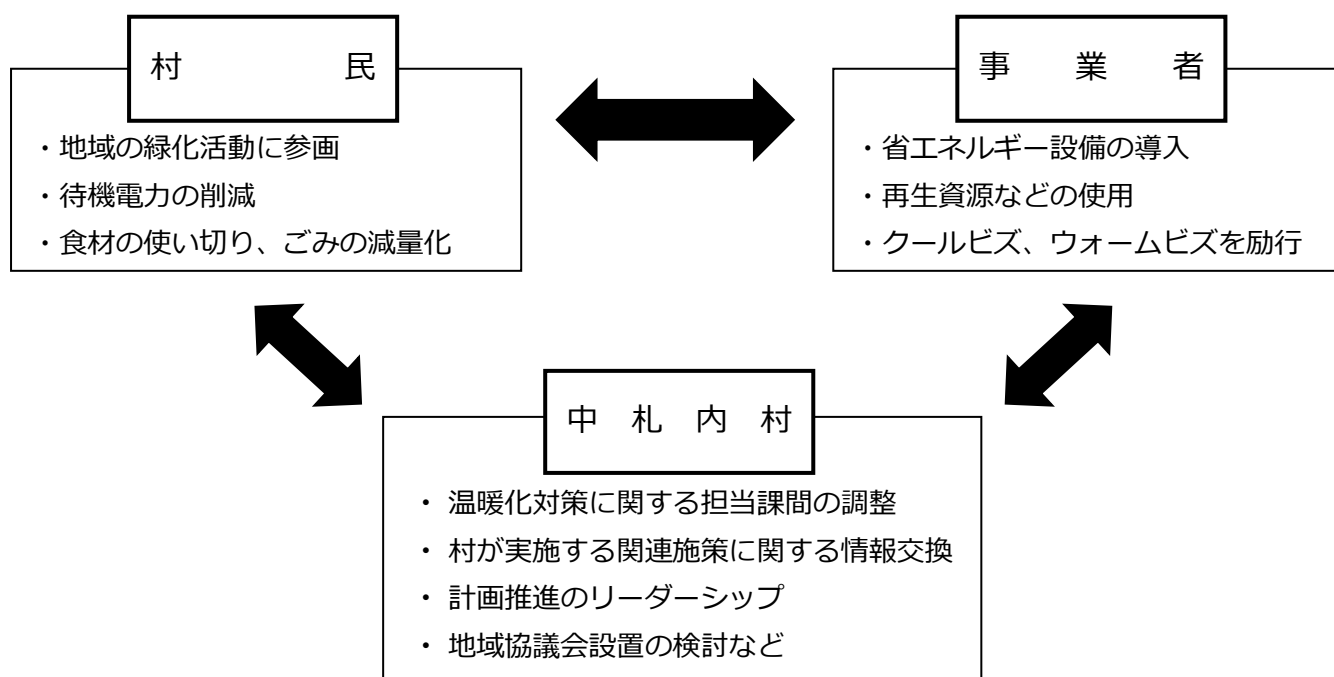
(5) 推進体制

中札内村では、

さらに、地域の脱炭素化を担当する部局・職員における知見・ノウハウの蓄積や、庁外部署との連携や地域とのネットワーク構築等も重要であり、庁外体制の構築についても検討を進めます。

具体的な体制の想定は下図のとおりとなります。

中札内村における区域施策編の推進体制



	役割	備考
中札内村	全体統括	仕組みや環境づくり・施策の推進
事業者	施策実施	事業活動の取組・情報共有
村民	情報収集	家庭での取組・情報共有
北海道・振興局	連携	中札内村との連携

2. 温室効果ガス排出量の推計

(1) 区域の温室効果ガスの現況推計

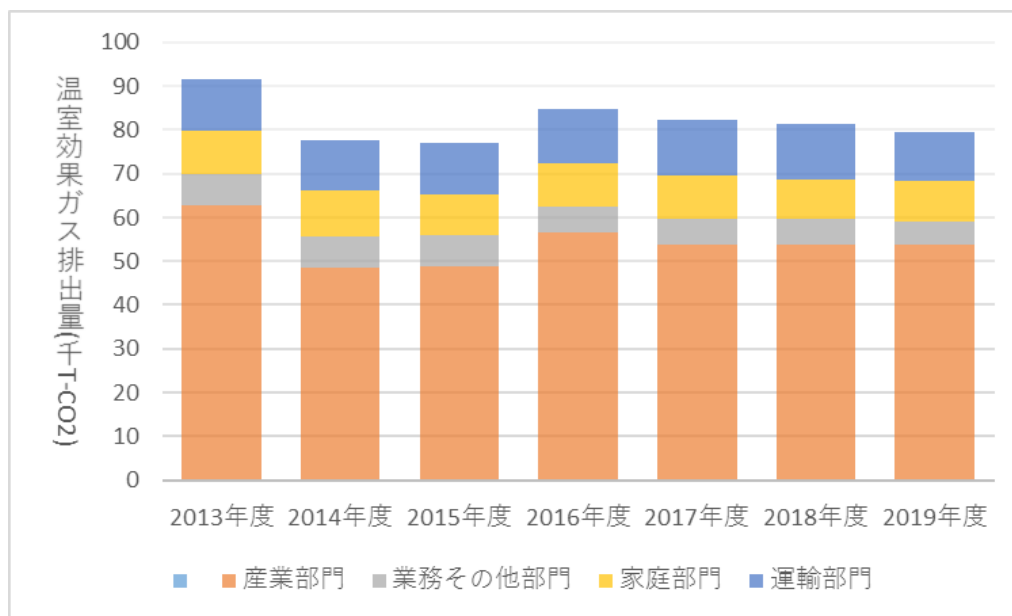
中札内村では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、区域施策編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。

人口は減少傾向にありますが、排出量に大きな変化が見られない主な要因としては、主要施設の改修、新築等に伴い排出量が増加したこと、堆肥化に要する燃料消費が増加したことが挙げられます。

現況推計結果は以下のとおりです。

自治体排出量カルテによる部門別排出量の推移（単位：千 t-CO₂）

部門・分野	2013 年度 基準年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
産業部門	62.7	48.5	48.9	56.5	53.8	53.8	53.7
業務その他部門	7.2	7.2	7.0	6.0	6.0	6.0	5.4
家庭部門	10.0	10.6	9.5	9.8	9.7	9.0	9.2
運輸部門	11.8	11.5	11.5	12.6	12.7	12.6	11.2
合 計	92.0	78.0	77.2	85.0	82.4	81.7	79.7



出典：環境省「自治体排出量カルテ」

<https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html>

3. 計画全体の目標

(1) 事務事業編の目標

第4期実行計画では、実績値が算出されている年度で直近である令和4年度を基準年度とし、温室効果ガスの排出要因となる項目別に削減目標を設定し、目標年度の2030年度において対象施設等から排出される温室効果ガス排出量の削減目標を次のとおり定め、達成を目指します。

ア 2030年度における削減目標値（各項目令和4年度比2%削減）

項目		目標排出量	地球温暖化係数	温室効果ガス総排出量 (括弧内は削減量)
二酸化炭素	ガソリン	18,975 ℓ (△387 ℓ)	1	43.6 t (△0.9t)
	灯油	170,109 ℓ (△3,471 ℓ)		425.3 t (△8.7t)
	軽油	129,642 ℓ (△2,645 ℓ)		337.1 t (△6.9t)
	A 重油	5,141,865 ℓ (△10,493 ℓ)		1388.3 t (△28.3t)
	液化石油ガス	1,226 m ³ (△25 m ³)		8.0 t (△0.2t)
	電気	3,991,146kw (△81,452kw)		1915.8 t (△39.1t)
メタン	自動車走行距離	284,784km (△5,812km)	21	0.0735 t (△0.0021t)
	下水処理量	343,705 m ³ (△7,014 m ³)		6.3525 t (△0.1281t)
一酸化二窒素	自動車走行距離	284,784km (△5,812km)	310	2.139 t (△0.031t)
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコン	27 台 (±0 台)	1,300	0.65 t (△0t)
総排出量		—	—	4126.78 t (△84.22t)

イ 事務事業編の対象施設

事務事業編の対象施設は、役場庁舎ほか小・中学校、体育施設、文化施設等の村が所有し管理するすべての公共施設及び公用車並びに村が行うすべての事務・事業（以下「対象施設等」という。）とします。主な対象施設等は、次に示すとおりです。

課 等	対 象 施 設 等
総 務 課	役場庁舎、街路灯、公用車、中札内消防署、上札内消防会館
住 民 課	火葬場、リサイクルセンター
産 業 課	農村環境改善センター、中島農業センター、豆資料館、道の駅関連施設、日高山脈山岳センター、堆肥化処理関連施設、大規模草地育成牧場、開拓記念館、まちなかキッチンスタジオ
施 設 課	水道関連施設、下水道関連施設、除雪センター、つどいの家、公衆トイレ、公園施設
教育委員会	中札内小学校、上札内小学校、中札内中学校、学校給食共同調理場、文化創造センター、中札内交流の杜、村民プールすいすい、からまつ館、上札内交流館、運動公園施設等、屋内多目的運動施設
福 祉 課	老人保健福祉センター、児童館、中札内きらきら保育園、上札内保育園

（２）区域施策編の目標

中札内村の区域施策編で定める計画全体の総量削減目標は国の地球温暖化対策計画や先進事例を踏まえて下表のとおり設定します。

中札内村における総量削減目標

（単位：千 t-CO ₂ /年）	2013 年度 （基準年度）	目標 削減率	2030 年度 （目標年度）	目標年推計値
産業	62.7			56.5
製造業	41.1			37.1
建設業・鉱業	0.3			0.3
農林水産業	21.3			19.2
業務その他部門	7.2			6.5
家庭	10.0			9.0
運輸	11.8			10.6
合計	92.0	-48%	47.8	83.0

（基準年度を 2013 年度、目標年度を 2030 年度としたケース）

4. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

(1) 事務事業編の目標達成に向けた取組

ア 電気使用量の削減

(ア) 昼休み及び退庁時の不要な照明の消灯及びパソコン、プリンタその他電気製品の省電力に努めます。

(具体的な取組例)

・ O A 機器等のエコモード（省電力機能）の活用。

※上記の取組を状況によって使い分けるよう推進します。

(イ) 会議室、給湯室、トイレ等の電灯は必要な時だけ使用します。特に、不在時の消灯などは徹底します。

(ウ) 照度の確保に配慮したうえで、日中は窓際を消灯するなど、利用する場所の明るさに応じて必要な箇所のための点灯に心がけます。

(エ) ノー残業デーの徹底及び定時退庁をよびかけます。

(オ) 各施設の照明用電灯の交換時には、省エネタイプの電球に換えていきます。

イ 燃料使用量の削減

(ア) 暖房の使用については適正な温度管理を心掛けるとともに、燃料使用量を把握し、管理を徹底します。

(イ) 自動ドアを季節に応じて設定します。

夏季… 二重に自動ドアが設置されている場合、内側の自動ドアを開放し、風通しをよくします。

冬季… 半開に設定し、暖気が逃げるのを防ぎます。

(ウ) 季節に適した服装で業務を行います。

クールビズ … 夏季の暑さによる過度の冷房使用を防ぐため、半袖・ノーネクタイ等の軽装で業務を行います。

ウォームビズ … ひざかけの活用や重ね着の励行等により、暖房の使い過ぎを防ぎます。

ウ 公用車燃料の削減

(ア) 公用車入れ替えの際は、エコカーやハイブリッド車等低公害車を検討します。

(イ) 公用車として自転車の購入を検討します。

(ウ) 急発進・急加速やアイドリングを禁止し、環境に配慮した運転を行うよう職員へ周知します。

(エ) 夏季の通勤、および近距離の移動については自転車を使用するよう職員に呼びかけます。

(オ) 定期的実施する車両点検において、エンジンオイルや不要な荷物の積載等を

点検し、環境に配慮した運転ができるよう管理します。

(カ) 公用車燃料の使用量を常に把握し、管理を徹底します。

エ 資源の有効利用の取組

(ア) コピー用紙や文具等の消耗品を購入する際には、環境省が定める『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』を考慮して購入するよう推進します。

(イ) F A X用紙への利用やメモ用紙への再利用など、使用済み用紙の裏面活用に努め、用紙類の使用量削減を図ります。

(ウ) 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図ります。

(エ) ミスコピー等をできる限りなくすとともに、用紙の両面印刷の利用など、印刷用紙の使用枚数の抑制を図ります。

(オ) 電子データでのやりとりを積極的に活用します。

(カ) 使用済封筒の再使用を進めるとともに、会議等での封筒配布を原則廃止するなど、封筒使用の抑制に努めます。

(キ) 定期的に用紙類・コピー機使用量を把握し、管理を徹底します。

オ 水使用量の抑制

(ア) 日常的な節水に努めます。

(イ) 節水バルブ、節水コマの使用、流水擬音発生装置等の導入により、水道使用量の抑制を図ります。

(ウ) 水を使用する設備の更新に当たっては節水型製品の導入に努めます。

(エ) 水使用量を常に把握し、管理を徹底します。

カ 廃棄物の減量化及びリサイクルの取組

(ア) 資源回収ボックス等の適切な設置により分別収集を徹底し、廃棄物の減量化及び再資源化を進めます。

(イ) 職員のマイボトルの活用を推進し、空き缶・ペットボトル等の廃棄物の減量化に努めます。

(ウ) 洗剤や文具等は、できる限り詰め替えで対応できる製品を選択し、使い捨て製品の購入を控えます。

キ 環境に配慮した施設整備等の取組

施設の新設・改築時に当たっては次の項目について心掛けます。

(ア) 冷暖房効率を高め、風除室の設置等により電気使用量の削減を図ります。

(イ) 三層ガラス等の断熱性の高い建具の導入を促進します。

- (ウ) 人感センサー、調光装置等の機能が付加されている省エネタイプの照明機器の導入を促進します。

ク 意識改革等の取組

- (ア) 職員一人一人が取り組める地球温暖化対策を推進し、職員の意識改革を図るための周知を徹底します。

(具体的な取組例)

- ・ 電気の切り忘れ、電源の切り忘れに対する注意喚起。
- ・ 環境に対する意識向上を促すポスターの掲示。
- ・ 環境保全活動への職員参加の推進（ゴミ拾い、村内の花植え等）。

- (イ) 地球温暖化対策に関する職員が実施すべき活動について、必要な情報提供を行います。

(具体的な取組例)

- ・ 省エネやエコに関する具体的な取組例等の情報を掲示板で提供する。
- ・ 電気使用量、燃料使用量、水道使用量の月別のグラフや年ごとの比較を掲示板で周知する。

- (ウ) 保育園の園児に、食品ロスや廃材遊びを通じて、資源の有効活用やその重要性を伝える。

ケ 住民・企業等への誘導施策

- (ア) 中札内村地球温暖化対策実行計画の取組結果や取組内容について、村ホームページや広報誌等で紹介

- (イ) 再生可能エネルギーに対する補助制度等の PR

(2) 区域施策編の目標達成に向けた取組

中札内村では、自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の削減等のための施策を推進します。特に、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指します。

ア 再生可能エネルギーの導入促進

我が村の地域資源を最大限に活用しつつ、地域の事業者等とも積極的に連携し、再生可能エネルギーの導入を促進することにより、エネルギーの地産地消や地域内の経済循環の活性化、災害に強い地域づくりに取り組みます。

(ア) 再生可能エネルギーの導入促進

中札内村においては、自家消費を目的とした再生可能エネルギー利用システムの普及促進に取り組みます。

(イ) 企業の立地に対する助成

誘致した企業が脱炭素を実行しやすくする環境を整備します。

(ウ) 災害時における再エネ電力の活用

中札内村の公共施設において、避難所となる施設に電力を供給できる再エネ発電設備の設置を検討します。

イ 省エネルギー対策の推進

中札内村全体の温室効果ガス排出量を削減するためには、たとえ小さな取組であっても、できるだけ多くの人々が、継続して無理のない範囲で省エネルギー行動に取り組む必要があります。

とりわけ住民の健康増進にも繋がるよう、徒歩移動の推進等を重点的に実施します。

(ア) 省エネルギー行動の推進

健康ポイント事業を普及・促進し、移動手段を徒歩等にすることを推進します。

(イ) オンラインサービスを利用した会議・講話の実施

講話や会議において、オンラインを利用し、コピー用紙の削減や移動に係るエネルギーの削減に取り組みます。

ウ 地域環境の整備

温室効果ガス排出量を抑制するためだけでなく、今後予想される人口減少や高齢化社会等に対応するため、中札内村では、それぞれの地域の課題に応じた環境負荷の小さな都市づくりを積極的に進めます。

(ア) 環境負荷の低い交通への転換促進

自動車利用から、温室効果ガス排出がより少ない自転車や徒歩への移行を促進するため、公共交通機関に関する情報の提供や自転車道の維持管理など、利用しやすい

環境づくりを進めます。

(イ) 自家用自動車使用に伴う環境負荷低減

中札内村においては、E V車の普及促進や、公用車更新時にE V車を導入することで、災害時には「動く蓄電池として」活用します。

エ 循環型社会の形成

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、循環型社会を形成することで天然資源やエネルギー消費の抑制を図ります。

(ア) 家庭ごみの減量化・資源化の推進

ごみの減量化や資源リサイクルを推進するため、有効な処理方法を随時検討していくほか、ごみの分別・排出方法の徹底や再資源化に関する様々な取組について分かり易く周知し、更なる住民意識の高揚を図ります。

(イ) 事業系ごみの減量化・資源化の推進

十勝圏複合事務組合が運営する広域的なリサイクル施設を利用し、資源ごみの再資源化の取組を促進します。

5. 計画の実施及び進捗管理

本計画の実施及び進捗管理は以下のとおり実施します。

(1) 実施

「1（5）推進体制」で定めた推進体制に基づき、庁内関係部局や庁外ステークホルダーとの適切な連携の下に、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し、着実に実施します。

(2) 進捗管理・評価

ア 事務事業編

温室効果ガスの排出量及び削減への取組状況については、毎年1回、その数値等をホームページや広報紙を通じて公表します。

イ 区域施策編

計画の中間年である2027年（令和9年）度と、最終年である2030年（令和12年）度において、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。さらに、それらの結果を踏まえて、区域施策編に基づく施策の実施の状況をホームページや広報紙を通じて公表します。

(3) 見直し

進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、適切に見直すこととします。